

# 高等職業訓練促進給付金事業

～均等割減免廃止に係る経過措置について～

※このチラシを受け取ったあなたは経過措置の対象者です。

## 1 福祉施策の経過措置の実施について

本市の市税条例の改正により、これまで独自に実施してきた、個人市民税の所得割の納税義務のない方に対する均等割減免制度が、令和6年度から廃止されます。

個人市民税の均等割減免制度とは

- 個人市民税額は、所得の金額に関係なく一律の額の「均等割」と、所得の金額に応じてかかる税金の「所得割」により算出しています。
- 均等割減免制度は、本市独自の取り扱いで、所得割の納税義務がない方の均等割額の全額を免除する（「非課税」の取扱いとする）制度です。

このため、均等割減免制度によって個人市民税が課税されていない方については、所得金額や各種控除額等の状況が変わらない場合でも、令和6年度以降、個人市民税が課税されることとなります。

個人市民税が「課税」か「非課税」かによって負担額等が異なる福祉施策を利用されている方が、均等割減免制度が廃止されることで、急な負担の増加により福祉施策が利用しにくくならないよう、経過措置を実施することとなりました。

## 2 福祉施策に係る経過措置の対象者

次の①、②の両方に該当する方が経過措置の対象者となります。

- ① 令和5年度において、均等割減免制度により市民税が課されない方で、令和6年度以降、前年度から継続して均等割減免制度廃止の影響を受けて市民税が課される方、又はその方と同一世帯に属する方

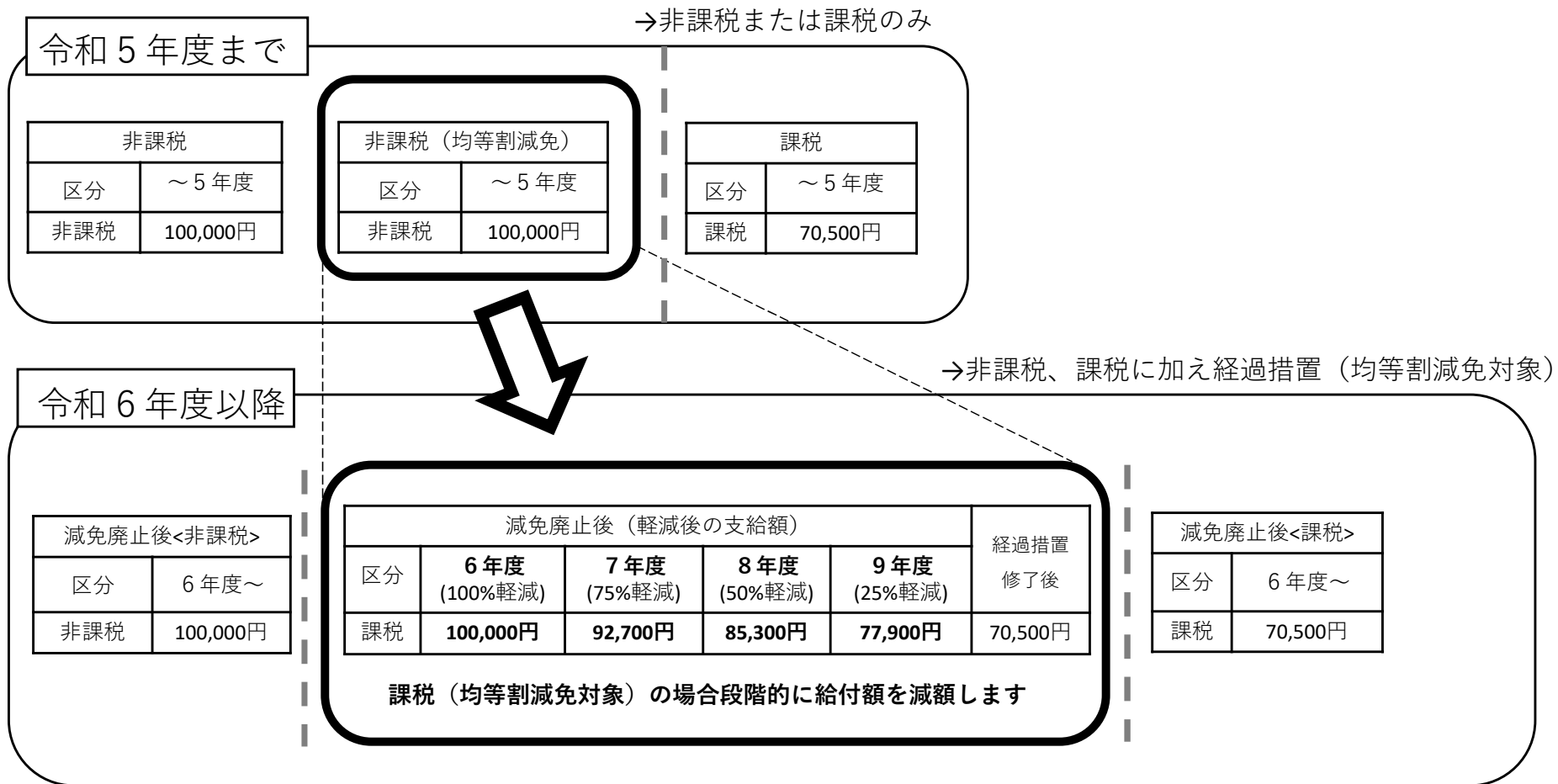
ただし、世帯内に均等割減免の廃止の影響を受ける方以外の課税者がおられないこと

※令和6年度以降において、均等割制度廃止の有無に関わらず、世帯員の増減や収入の増減等に伴い、市民税が課税又は非課税となった場合、それ以降は経過措置の対象となりません。

- ② 令和6年度以降において、令和5年度に利用されている福祉施策を利用される方

### 3 経過措置の支給額

令和6年度以降、均等割減免廃止に伴い課税となった方は、下記表のとおり段階的に給付額を減額します。



※最終12ヶ月は上記表の額に4万円加算されます。

※修了支援給付金(非課税：50,000円、課税:25,000円)については、経過措置の対象外です。

※均等割減免に該当しなくなった場合は、経過措置の対象外となります。

※経過措置に該当する場合、課税の場合の70,500円を子ども若者はぐくみ局より、経過措置の給付額との差額を保健福祉局より支給します。振込元が異なることから振込時期が異なる場合があります。御了承ください。

経過措置や制度の詳細については下記にお問合せください。